



# 山形県公報

平成24年10月12日(金)

号 外 (25)

## 目 次

### 条 例

山形県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例..... (総務厚生課) ... 3  
 山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 同  
 山形県防災会議条例の一部を改正する条例..... (危機管理課) ... 同  
 山形県災害対策本部条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 4  
 山形県小水力発電施設整備事業分担金徴収条例..... (農山漁村計画課) ... 同  
 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... (病院事業局) ... 5

### この号で公布された条例のあらまし

山形県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (総務厚生課)

- 1 互助会の会長について、地方職員共済組合山形県支部長等をもって充てることを要しないこととした。(第5条関係)
- 2 互助会に、運営審議委員会を置くことを要しないこととした。(第6条及び第7条関係)

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (税政課)

- 1 身体障がい者等が所有する自動車に対して課する自動車税の減免に係る申請書等は、自動車税の賦課期日の属する年の翌年2月末日まで提出することができることとした。(第142条第2項関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

山形県防災会議条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (危機管理課)

- 1 山形県防災会議の委員のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者の定数を定めることとした。(改正後の第2条第4号関係)
- 2 山形県防災会議の幹事を増員することとした。(第4条第1項関係)

山形県災害対策本部条例の一部を改正する条例 (県条例第56号) (危機管理課)

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県小水力発電施設整備事業分担金徴収条例 (県条例第57号) (農山漁村計画課)

- 1 県が行う農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備に係る事業(以下「小水力発電施設整備事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金に関し、必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 県は、小水力発電施設整備事業の施行に係る各年度において、当該小水力発電施設整備事業によって利益を受ける土地改良区から分担金を徴収することとした。(第2条関係)
- 3 2により徴収する各年度の分担金の額は、当該年度における小水力発電施設整備事業に要する費用の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額から、当該年度に地方財政法第27条第1項の規定により市町村が負担する額を控除した額とすることとした。(第3条関係)

係)

4 2により徴収する各年度の分担金は、当該年度内に一時払の方法により徴収することとした。(第4条関係)

5 知事は、各年度に係る小水力発電施設整備事業が終了した場合には、当該年度に係る事業費の精算を行い、分担金の過納額又は不足額が生じたときは、速やかに一時払の方法により、これを返還し、又は徴収することとした。(第5条関係)

6 知事は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、2により徴収する各年度の分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができることとした。(第6条関係)

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第58号) (病院事業局)

病院事業の診療科目として消化器内科を新設することとした。

---

条 例

---

山形県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員の共済制度に関する条例（昭和36年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の会長」を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第142条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第2号又は第3号の規定により自動車税の減免を受けようとする者で知事が別に定めるものにあつては、自動車税の賦課期日の属する年の翌年2月末日まで、知事に提出することができる。

附則第5条の4第1項第2号八中「第10条の6」を「第10条の5」に、「第10条の7」を「第10条の6」に改める。

附則第19条第1項第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第19条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第142条第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成24年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

---

山形県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県防災会議条例の一部を改正する条例

山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 8人以内  
第4条第1項中「50人」を「58人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。

山形県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第56号

山形県災害対策本部条例の一部を改正する条例

山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県小水力発電施設整備事業分担金徴収条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第57号

山形県小水力発電施設整備事業分担金徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、県が行う農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備（県が土地改良事業として行うものを除く。）に係る事業（以下「小水力発電施設整備事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第2条 県は、小水力発電施設整備事業の施行に係る各年度において、当該小水力発電施設整備事業によって利益を受ける土地改良区から分担金を徴収する。

（分担金の額）

第3条 前条の規定により徴収する各年度の分担金の額は、当該年度における小水力発電施設整備事業に要する費用の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額から、当該年度に地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により市町村が負担する額を控除した額とする。

（分担金の徴収方法）

第4条 第2条の規定により徴収する各年度の分担金は、当該年度内に一時払の方法により徴収するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、当該年度内において分割払の方法によることができる。

（分担金の返還等）

第5条 知事は、各年度に係る小水力発電施設整備事業が終了した場合には、当該年度に係る事業費の精算を行い、分担金の過納額又は不足額が生じたときは、速やかに一時払の方法により、これを返還し、又は徴収するものとする。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第6条 知事は、天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、第2条の規定により徴収する各年度の分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「神経内科」を「神経内科、消化器内科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年10月12日印刷  
平成24年10月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056